

## 迷惑メールに注意！ 不用意にアクセスしないこと！

最近、消費生活センターに、迷惑メールに関する相談が多数寄せられています。内容は、携帯電話やパソコンに「現金をあげます」や「懸賞に当選したのでメールを返信してください」などのメールが大量に送信されるというものです。出会い系サイト等に誘導するための迷惑メールだと思われるので、不用意にメールを返信したり、URLをクリックしたりしないよう、十分注意してください。



### 消費者へのアドバイス

- プロバイダやメールサービス事業者が迷惑メールを自動的に排除してくれる「フィルタリングサービス」を提供していることがあります。「フィルタリングサービス」の手続きや費用は、事業者ごとに異なるので、詳しい内容はプロバイダやメールサービス事業者のウェブサイトを確認してください。
- 効果的な方法として、メールアドレスの変更も検討してください。

### 実際に送信されたメールの内容（一部内容を省略しています。）

20万円入金完了。  
このメールが届いているアナタ宛に現金で振込みを頂いております。即日全額のお受け取りが可能です。受取期限がございますので、早急にお受け取りください。  
↓すぐに受け取る  
<http://〇〇〇〇〇>

1億円を有効に使いたいと思いき連絡差し上げました。  
〇〇と申します。昨年病気が見つかり現在、自宅で療養中です。1億円を超える資産を有効活用して頂く為ご連絡致しました。……身寄りのない私の遺産は国の管理となってしまおう。……2000万円まで無償で必ず支援させていただくことをお約束いたします。私の最後の願いに是非ご協力下さい。

この度は2等300万円のご当選おめでとうございます。お客様のお受け取り手続きが完了いたしました。商品名：現金300万円  
■当選番号：〇〇〇〇〇  
■お受け取り手続き：不要  
■お受け渡し方法：お客様のご指定口座へ2日以内にお振込み  
なお本日より2日以内に当選金をお渡ししたいと思いますので、お受け取りいただける場合は当選番号【〇〇〇〇〇】を1度ご返答頂きたく存じます。



# 消費生活

## みみより情報

No.19  
平成24年9月  
発行/市消費生活センター  
編集/市役所市民生活課  
広報市民相談室  
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

## その儲け話・・・信じていいですか？ 世の中に簡単に儲かる話はありません。

「投資」に関する相談が後を絶ちません。「見知らぬ業者からしつこく電話がかかってくる。断っても、今度都合の良い時に…などと言って引き下がらない。」「不審な郵便物が届いた。投資に関する書類らしい。」などというものです。不用意に相手に電話すると、投資の意思がなくてもお金を振り込んでしまったり、個人情報を知らされてしまう危険性があります。電話をしたり、業者と長話をするのは危険です。

しつこく勧誘されても、理解できない取り引きや投資話はきっぱり断りましょう。

### 《公表されている勧誘事例》

- ・ 中東の天然ガス関連事業者の名称を用いた「天然ガス施設運用権」の勧誘
- ・ 透析装置等の製造事業者を装った事業者による「信託受益権」の勧誘

### 電話勧誘の手口

- 封筒は届いていませんか？
- 代わりに買ってくれたら、あとで必ず高い値で買い取ります。絶対損はしません。
- この封書は選ばれた人にしか送っていない。
- 投資で損をした分を取り戻してあげる。

- ★ しつこい電話に要注意！
- ★ 理解できないときはきっぱりと断る。
- ★ 過去に投資の被害にあった方は、特に注意してください。

## あやしいもうけ話に十分注意してください。

### 9月、10月の無料法律相談の日程

クレジット・サラ金、訴訟や調停に関する相談を希望される方は是非ご利用下さい。

日時	場所	問い合わせ先	電話番号
9月16日(日)	市民会館2階	おおすみ法律事務所	0994-40-7125
9月18日(火)	市民会館2階	西村法律事務所	099-210-7624
9月22日(土)	市民会館2階	おおすみ法律事務所	0994-40-7125
9月27日(木)	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111

10月13日(土)は市民会館2階において、市内の司法書士、税理士による法律・登記・税務相談所が開設されます。

## 電話で商品の購入をしつこく勧められたら・・・ 遠慮は無用！断るときははっきりと！

### 営業員は話術のプロです。

話し上手な上に豊富な話題で消費者との接点を広げようとします。時には家族のように親身に、時には友人のように身近に話しかけ、健康食品などの販売につなげます。

### 早めに断ることが肝心です。

初めて話す相手でも、長く会話を続けていると、心理的に電話を切りにくくなり、「家族に相談してから」「家事で忙しい」などという曖昧な言葉で断ろうとしがちです。しかし、かえって「次はご都合の良いときに連絡します。いつがよろしいですか。」などと営業員が電話をかける口実を作ってしまう。

断るときは、「要りません。電話もかけないで下さい」とはっきり言いましょう。「後にしてください」という断り方や、営業員の言葉に相槌をうつような「そうですね」という言葉も曖昧ですから、使わないことです。

### 一番の対策は、不審な電話や不要な電話、繰り返しかかってくる電話には出ないことです。

電話勧誘販売の場合、応答せずにそのまま電話を切ることを繰り返すことも、契約を結ばない意思表示したと考えられますので、何度も電話をかけてくるような場合は、電話に出ても、応答せずに、電話を切りましょう。

### 試供品に油断しないで

消費者との会話が進むと、電話勧誘販売業者は、数千円程度の比較的安価な試供品（サンプル品）の購入を勧誘してきます（無料の場合もあります）。「迷っているなら、まず試してください」と健康食品の購入をためらう消費者に対し、試供品を勧誘します。送料無料、キャンペーン中につき半額など、特典ばかりを強調することもあります。試供品を勧めることが、高額（数万円から数十万円程度）な本商品を勧誘するための第1ステップとなるからです。

### 医薬品的な「効能・効果」をうたう勧誘にご注意を

健康食品は「医薬品」ではありません。「ガンがよくなる」「他の薬の副作用が消えてなくなる」「病気が治って薬が要らなくなる」「いろいろな病気が治る」などと、薬事的効果・効能を広告、表示することは出来ません。口頭での説明も規制の対象です。

電話勧誘業者が、効果・効能を告げるような場合は、特に注意が必要です。

断りきれず契約してしまっても  
8日間はクーリング・オフが  
できます。早めに消費生活セン  
ターにご相談ください。

☎ 22-1111 (306)



## 借金問題は必ず解決方法があります。 お早めにご相談ください。



- 借金の問題がさまざまなトラブルの原因になっていることがあります。
- 依存症などのように、医療機関での治療が必要な問題を抱えている場合もあります。
- 借金の整理とあわせて、家族の問題を解決しましょう。
- 債務整理は生活再建の第1歩です！

### 《ご注意ください》

借金問題の解決は、顔の見える信頼できる弁護士や司法書士などに依頼しましょう。借金の整理をしないかなどと勧誘されても、安易に個人情報を知らせたりしないようご注意ください。

### 《ご相談は》

- ★債務整理、過払い金請求に関するご相談は、市の無料法律相談会をご利用ください。
  - ★広報市民相談室では午後5時以降の相談もお受けしています。
- 相談を希望される方は 市民生活課広報市民相談室 22-1111 までご連絡ください。

### 子どもの窒息事故にご注意下さい！

7月に栃木県で、2歳の女の子がフルーツポンチに入っていた白玉風だんごを喉に詰まらせ、その後死亡するという事故が起きました。厚生労働省の「人口動態調査」によると、食べ物による窒息事故で、毎年20人以上の乳幼児が亡くなっています。消費者庁では、子どもの窒息事故に対する注意を呼びかけています。

### 食べ物による子どもの窒息事故を予防するために

- 乳幼児向けには、食品は適切な大きさにして、よく噛んで食べさせる。
  - 乳幼児の食品に表示されている月齢などは目安であり、食べる機能の発達には個人差があることも考慮して食品を選ぶ。
  - 食事の際は、誰かがそばにいて注意して見ているようにする。
  - 急いで飲み込まないよう、ゆっくりとよく噛み砕いてから飲み込むよう注意をうながす。
  - 食べ物を口に入れたまましゃべったり、テレビを見ながらの食事はさせない。
  - 遊びながら、歩きながら、寝ころんだまま、ものを食べさせない。
  - 食事中に、びっくりさせるようなことはしない。
  - 年長の子どものが、乳幼児にとって危険な食べ物を与えないように、よく注意する。
- ※ピーナッツなどの豆類は、誤って気管に入りやすいため、3歳頃までは食べさせない。